平成２２年（フ）第７４１号
神奈川県大和市桜森２丁目13番14号　第３コーポ福本101号
債務者　成田　昌恵
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６１号
横浜市港北区大豆戸町929番地１　ラピス大倉山Ⅱ103
債務者　酒井　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６５号
横浜市港北区下田町４丁目６番11号　第４コトブキ201
債務者　小菅　基成
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６７号
横浜市中区滝之上120番地　コンフォール滝ノ上１号棟208号室
債務者　松下　雅子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２７号
大阪市東住吉区桑津３丁目15番４号
債務者　佐藤　浩司
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１６号
大阪市住吉区遠里小野１丁目３番22―205号
債務者　遠本加奈子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３号
秋田県能代市字田子向64番地６　アシュランス203号
債務者　平川　智実（旧姓田松）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２８号
秋田県仙北市角館町裏町32番地
債務者　細川貴美子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第６０９号
横浜市緑区白山２丁目４番19―207号
債務者　大本　敏雅
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
静岡県掛川市中宿85番地の１　タウンコートM101号
債務者　中村　秀典
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後２時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
愛知県西尾市上町泡原１番地
債務者　大原康一こと　韓　　康一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営Ｂ―803号
債務者　榎原　剛志
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字清水27番地
債務者　中根　共恵
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
岡山市北区西崎１丁目23番23号　201
債務者　中井　愛美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４号
岡山市北区小山37番地３　ドリームＫＯＹＡＭＡ201号
債務者　松岡真由美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

第明治三十二種郵便物認可